

令和4年度 事業報告書

令和4年度の事業運営は、新型コロナウイルスの感染状況が一進一退を続けるなか日本年金機構の愛知県内各年金事務所並びに全国健康保険協会愛知支部、愛知県社会保険委員会連合会などの社会保険関係団体のご協力と本会各支部との連携の下、本会の主要事業である社会保険制度の趣旨の普及・啓発のための広報活動を実施した。また、会員事業所の円滑な事務手続きを支援するための社会保険振興事業や被保険者及び被扶養者の健康管理の啓発、健康の保持増進を目的とした健康づくり事業は感染状況を考慮しつつ実施し、一定の実績を確保することができた。

1. 諸会議に関すること

- (1) 定例理事会、定時評議員会、臨時評議員会並びに各支部の事業運営委員会を開催（一部書面決議）し、本部と支部の連携により事業活動の推進を図った。
- (2) 全国社会保険協会連合会主催の「東海・北陸地区社会保険協会会議」に出席し、意見交換、情報交換を行った。
- (3) 「中部地区社会保険協会事務打合せ会」に出席し、各県の社会保険協会と意見交換、情報交換を行った。
- (4) 「愛知県地域年金事業運営調整会議」、「健康づくり推進協議会」及び「全国健康保険協会愛知支部評議会」に出席して、日本年金機構並びに全国健康保険協会愛知支部と協力、連携を図った。
- (5) 愛知県社会保険委員会連合会、各地区の社会保険委員会の会議に出席し、協力、連携を図った。

2. 広報活動事業に関すること

- (1) 広報誌「社会保険あいち」（8頁、約55,000部/回）を奇数月に発行し、会員事業所の事業主、事務担当者及び被保険者に対して社会保険各法の解説や法律改正の内容、事務手続きの時期・方法などの情報を提供し、制度の周知を図った。
なお、被保険者数が200名以上の会員事業所には広報誌「社会保険あいち」を増部して送付し、社会保険制度の被保険者への周知についても積極的に行った。
また、広報誌「社会保険あいち」を各年金事務所の窓口に備え置いて配布するとともに、本会のホームページに掲載して会員以外の方にも広く社会保険制度の周知、啓蒙を図った。
- (2) 公的年金制度について解説した冊子等を作成して全会員に配付や各年金事務所の窓口に備え置き、希望者に配布して公的年金制度の周知を図った。

3. 社会保険振興事業に関するこ

- (1) 社会保険の適正な事務手続きを支援するため会員事業主及び事務担当者等を対象に「社会保険事務講習会」を開催し、円滑な事務手続きの推進に寄与した。
なお、新規適用事業所に対しては、社会保険事務講習会の開催案内を直接送付して受講を呼び掛けた。
- (2) 労働保険制度の理解と円滑な事務手続を支援するため、社会保険事務担当者などを対象に「労働保険事務講習会」を開催した。
- (3) 年金制度と退職後の諸手続きについて「年金制度事務講習会」を開催し、公的年金の受給要件、受給手続き、併給調整などについて説明をした。
- (4) 愛知県社会保険委員会連合会との共催により、年金受給を間近に控えた50歳以上の被保険者とその配偶者並びに事務担当者を対象に「年金シニアライフセミナー」を開催した。
- (5) 日本年金機構、全国健康保険協会愛知支部並びに愛知県社会保険委員会連合会主催の「愛知県年金委員・健康保険委員大会」を後援した。
また、年金委員に毎月「月刊社会保険」誌を購入・送付して、委員活動に必要な情報を提供した。
- (6) 事業主、社会保険事務担当者及び被保険者等に対して随時社会保険相談を実施した。
- (7) 社会保険の事務手続きに関する冊子等を作成して、社会保険事務講習会の参加者に配付するとともに、各年金事務所の窓口に備え置き、希望者に配布した。

4. 健康づくり事業に関するこ

- (1) 職場における健康づくり講演会の開催を推進するための講師を紹介した。なお、事業の実施結果は、別表のとおりである。
- (2) 会員事業所の会議あるいは研修会等の機会を捉えて、被保険者等に健康づくりの知識を習得していただくため、「健康づくりDVD」を備え置き、希望者に無料で貸し出しをした。なお、事業の実施結果は、別表のとおりである。
- (3) 社会保険健歩大会、ボウリング大会及び県内13か所のボウリング場で利用できる「ボウリング割引券」を配付して、被保険者及びその家族の利便を図った。
- (4) 名鉄観光バス主催の日帰りバスツアーハイキングのうち、当協会指定のコースの参加者に参加費用の一部を助成した。なお、事業の実施結果は、別表のとおりである。
- (5) プール、スキー場、アイススケート場と契約して施設の「利用補助券」を発行し、当該施設を利用した被保険者及びその被扶養者に対して利用料金等の一部を助成することによりスポーツの振興を図った。
- (6) 保養施設（利用可能施設38か所）と利用契約を締結し、被保険者とその被扶養者の保養の利便を図り、利用者に利用料金の一部を助成した。

また、中部7県、滋賀県、山梨県及び長野県の社会保険協会が合同で下呂温泉旅館協同組合及びぎふ長良川温泉旅館協同組合と契約し、「温泉宿泊助成券」を発行して宿泊

費用の一部を助成した。

全国社会保険協会連合会が実施する施設優待事業にかかる「施設利用会員証」を発行し利用促進を図った。

- (7) 6か所の日帰り入浴施設と契約して「日帰り入浴利用補助券」を発行し、被保険者及びその家族に入浴料の一部を助成した。
- (8) 潮干狩り場、いちご狩り場と契約して「利用補助券」を発行し、当該施設を利用した被保険者及びその被扶養者に入場料金の一部を助成した。
- (9) 全国社会保険協会連合会が契約する「タイムズカーレンタル」や「名鉄海上観光船」の割引の利用を図った。
- (10) 「家庭常備薬等の斡旋」を2回実施し、被保険者等の疾病予防や健康管理のため医薬品等を特別価格で斡旋した。
- (11) 健康増進を図るための「安眠カレンダー」を作成し、全会員に配付した。

5. その他

- (1) 愛知県社会保険委員会連合会、地区社会保険委員会の事業活動の推進に協力した。
- (2) 年会費の口座振替利用を推進し利用拡大を図った。
- (3) 「一般財団法人愛知県社会保険協会 事業のご案内」を作成して事業への協力と行事への参加を呼び掛けた。
- (4) ホームページを活用し、社会保険協会の事業の周知と事業・行事への参加募集を行ったほか、社会保険事業の広報宣伝に協力した。